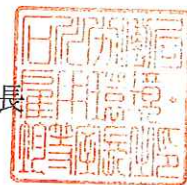


石川労働局均等室発0607第1号

平成29年6月7日

関係各位 殿

石川労働局雇用環境・均等室長



「無期転換ルール」の周知のお願い

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より労働行政の推進につきましては、格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働契約法の改正により、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約について、同一の利用者との間で、有期労働契約が反復更新されて5年を超えた場合、有期契約労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換される「無期転換ルール」が規定されています。

「無期転換ルール」に基づく無期転換が本格的に行われると見込まれる平成30年4月まで残り1年を切ったことから、石川労働局では、無期転換ルールの定着に向けて、事業主及び労働者双方への周知に努めているところです。

つきましては、制度の趣旨をご理解の上、別添「広報誌等の掲載用例文」を参考に、貴団体で発行されている広報誌、ホームページ等に掲載いただくなど、「無期転換ルール」の周知に特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

※ 「広報誌等の掲載用例文」の電子データがご入り用の場合は、メールにて下記担当までご連絡ください。

また、広報誌等に改正内容を掲載いただいた場合には、お手数ですが、下記連絡先までその該当箇所をFAX等により送付いただければ幸いです。

(連絡先)

〒920-0024

金沢市西念3丁目4番1号

石川労働局雇用環境・均等室 担当：坂本千秋

電話 (076) 265-4429

FAX (076) 221-3087

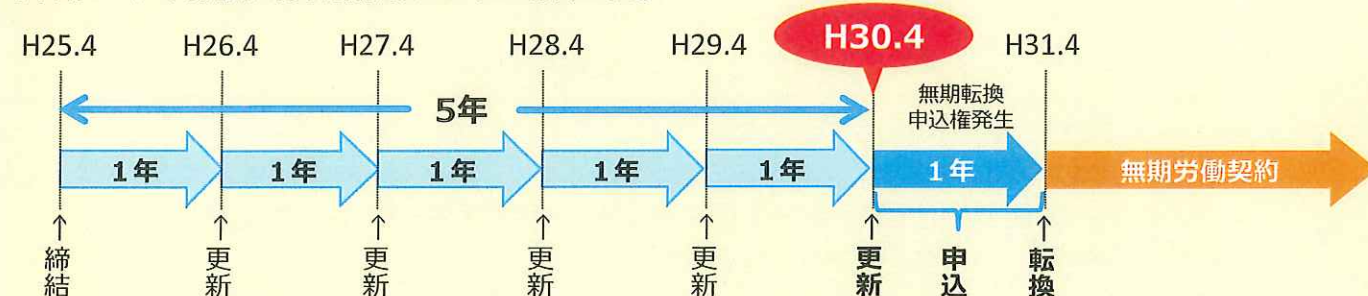
メールアドレス 17roudou@mhlw.go.jp

安心して働くための「無期転換ルール」とは ～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～

無期転換ルールとは

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

対象となる方は

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（会社は断ることができません）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

お困りの場合は、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス！

無期転換ルールの概要や無期転換のメリットなどのほか、相談先である都道府県労働局の一覧等を掲載しています。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索

